

九年四月十一日出

乙亥二月八日

官賞發程(一) 官所屆

湖拓中刺官張基我病尋務養(一) 官所應防

鑛泉入浴(一) 既隔(一) 以十日所入(一) 務程(一) 後(一) 時(一) 亦(一) 生(一)

星(一) 小(一) 百(一) 亦(一) 地(一)

以(一) 以(一) 九(一) 年(一) 一(一) 月(一) 十(一) 日(一) 湖(一) 拓(一) 長(一) 官(一) 里(一) 田(一) 清(一) 陰(一)

大政大臣三條實美殿

開抄

九年四月三日

二年三月八日

乙亥年四月三日  
宣統元年四月三日

札開立勸業局使司等以修築井底之修墓系  
以為此系及生天及古用及之洋系如  
此處及為法及古古局任及也

宣統元年四月三日

開拓長官黑田清隆

大政大臣三條實長啟